

えびす日本語学校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、様々な分野で活躍する高度人材を育成し、日本社会の発展のみならず、アジアひいては世界の平和と発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、「えびす日本語学校」という。

(位置)

第3条 本学は、大阪市東成区中道3丁目15番24号（福和楽玉造ビル）に置く。

(評価)

第4条 本学はその教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について、自ら点検・評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第5条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
進学2年コース	2年	240人	12クラス	4月入学3月卒業
進学1年半コース	1年6か月	120人	6クラス	10月入学3月卒業
計		360人	18クラス	4月生240人 10月生120人

(始期・終期等)

第6条 本学の各コースは、4月に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 4月期 4月1日から6月30日
- (2) 7月期 7月1日から9月30日
- (3) 10月期 10月1日から12月31日
- (4) 1月期 1月1日から3月31日

(休業日)

第7条 本学の休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (4) 夏季休業(8月に2週間)
- (5) 秋季休業(9月から10月にかけての1週間)
- (6) 冬季休業(12月下旬から1月初旬にかけて2週間)
- (7) 春季休業(3月下旬から4月上旬にかけての3週間)

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。(その詳細規定は別途定める。)

(授業の終始時間)

第8条 授業の終始時間は、校長が定める。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第9条 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここでいう授業時数の1単位時間は50分とする。年間の授業日数は760時間を下回らないものとする。

(1) 進学2年コース

授業科目	内 容	週当たり授業時数等		
		初級	中級	上級
文法・会話	文法と会話を中心に学ぶ	5	5	4
文字・語彙	漢字と語彙を学ぶ	5	5	4
読解	まとまった文章を理解する	2	2	4
聴解	まとまりを聞いて理解する	4	2	2
作文	自分の意見を書いて表現する	2	2	2
スピーチ	自分の考えをまとめて相手に伝える方法を学ぶ	2	2	2
コミュニケーション	人間関係やTPOに合わせて、表現を適切に変えながら、使用できるように学ぶ	0	2	2

※ 学生の実態に応じて一部変更することがある。

(2) 進学 1.5 年コース

授業科目	内 容	週当たり授業時数等		
		初級	中級	上級
文法・会話	文法と会話を中心に学ぶ	5	5	4
文字・語彙	漢字と語彙を学ぶ	5	5	4
読解	まとまった文章を理解する	2	2	4
聴解	まとまりを聞いて理解する	3	2	2
作文	自分の意見を書いて表現する	2	2	2
スピーチ	自分の考えをまとめて相手に伝える方法を学ぶ	2	2	2
コミュニケーション	人間関係や TPO に合わせて、表現を適切に変えながら、使用できるように学ぶ	1	2	2

※ 学生の実態に応じて一部変更することがある。

(学習の評価)

第 10 条 学習の評価は、テスト成績、出席状況、意欲態度等を総合して決定し、4 段階評価とする。

(教職員組織)

第 11 条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1 人
- (2) 副校長 1 人
- (3) 主任教員 1 人
- (4) 教員 20 人以上（うち本務等教員 10 人以上）★校長、副校長と主任教員も含む
- (5) 生活指導担当者 6 人以上（うち専任 6 人以上）
- (6) 事務職員 5 人以上（うち専任 4 人以上）

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。また、定例及び臨時の職員会議を招集し、方針の徹底及び共通理解をはかる。

第 4 章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第 12 条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12 年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 年齢が 17 歳以上の者
- (3) 正当な手続きによって日本国への入国が許可され、又は許可される見込みのある者
- (4) 信頼のおける保証人を有する者

- (5) 本学が定める入学審査に合格し、熱意、資質ともにしかなるべき水準に達していると認められる者

(入学時期)

第 13 条 本学への入学は年 2 回とし、その時期は、4 月および 10 月とする。

(入学手続)

第 14 条 本学への入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第 20 条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校の指示のもと、日本の在留資格認定申請を行う。
- (4) 上記在留資格を得た者は、指定期日までに第 20 条に定める納付金を振り込むとともに必要な書類を提出して、入学の手続きをする。

(休学・復学)

第 15 条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、7 日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書その他必要な書類を添えて、申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学・転学)

第 16 条 退学または転学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第 17 条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について、第 10 条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(奨学金)

第 18 条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して褒章を、また、別に定める基準に従い、必要性和資格をもつ生徒に対し、奨学金を与えることができる。

(懲戒処分)

第 19 条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本文にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学、退学の 3 種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力不足等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく、出席率が著しく低い者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第20条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。(これとは別に選考料 22,000 円が必要)

コース名	入学金	授業料	教材施設費	初年度合計 (2年目合計)
2年コース (4月入学)	66,000 円 (2年目不要)	660,000 円 (2年目同様)	66,000 円 (2年目同様)	792,000 円 (726,000 円)
1.5年コース (10月入学)	66,000 円 (2年目不要)	660,000 円 (2年目半額)	66,000 円 (2年目半額)	792,000 円 (363,000 円)

(納入)

第21条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料その他を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月又はその翌月から授業料を免除することがある。

3 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第22条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料を2か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命じることができる。

(生徒納付金の返還)

第23条 すでに納付した生徒納付金は、原則として返還しない。ただし、入学前に入学辞退の意思表示をした場合は、入学金と入学検定料を除いた生徒納付金は返還する。また、1年以上の在籍で、客観的にやむを得ない事情による退学の場合、2年目の学費のうち退学した日の翌月から卒業月までの授業料の70%を返金する。

第 6 章 雑則

（寄宿舍）

第 24 条 寄宿舍に関する事項は、校長が別に定める。

（健康診断）

第 25 条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。実施科目については学校保健安全法施行規則第 6 条に準拠する。

（細則）

第 26 条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附則

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。